

令和6年1月から

産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が免除されます



1 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産した、本市の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（早産、死産、流産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。（届出期限の時効は5年間）

2 国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、**出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。**

 …対象期間



- ※ 産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。軽減期間中に、社会保険等の期間がある場合は、本市の国民健康保険の加入月数に応じて部分的に保険税を軽減します。
 - ※ 多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。
 - ※ 国民健康保険税の課税額が限度額に達している場合には、保険税が軽減されない場合があります。
 - ※ 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。（令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税だけが減額されます。）
- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

3 届出に必要な書類

- ① 届出書 ②本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等) ③ 母子健康手帳などの、出産予定日や単・多胎妊娠が確認できる書類

※ 出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。



4 届出方法及び届出先

- ① 電子届出の方法 市のホームページの『どこでも窓口』から届出ができます。

※ 入力方法や必要な添付書類については、右のQRコードのリンク先にて確認してください。

- ② 窓口届出の方法 次の窓口で届出書の提出ができます。 ※3の書類を持参してください。

(1) 課税課〔本庁舎1F又は西那須野庁舎1F〕 (2) 塩原支所 (3) 箒根出張所

※ 届出書の提出がない場合でも、市が対象者の妊娠・出産を確認した場合には、職権処理(自動)で保険税を軽減する場合があります、市から対象者の方に職権処理に必要な情報をおたずねすることがあります。

